

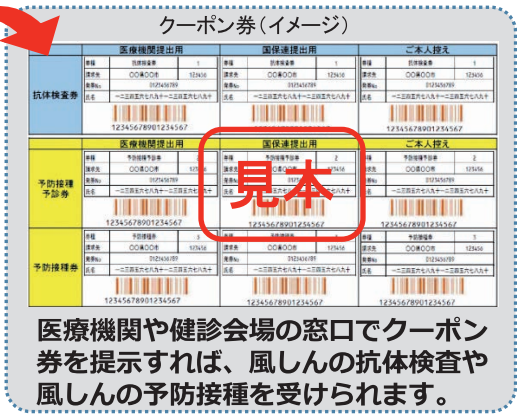
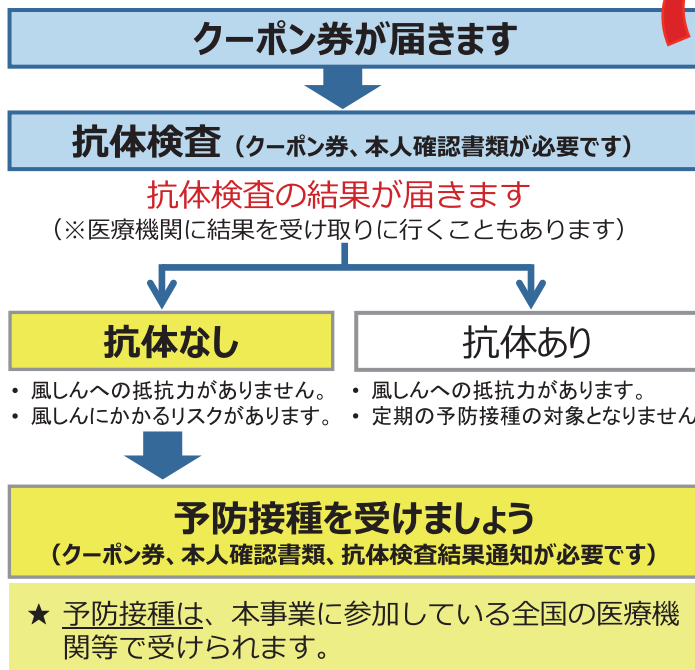
昭和37(1962)年4月2日から昭和54年(1979)年4月1日生まれの男性は、風しん抗体検査・予防接種を無料で受けることができます。希望される方は、医療機関へお申し込みください。

この案内は、抗体検査や予防接種を受けられた方に、再度、届く場合がございます。すでに、お済みの場合は、ご容赦ください。

クーポン券を使用して抗体検査や予防接種を受けることができるのは、お1人様1回限りです。

- ▶ 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低く(約80%)なっています。**
- ▶ そのため、令和7(2025)年3月31日までの期間に限り、**昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者**とし、クーポン券をお届けします。
※予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種
- ▶ 対象者の方には、**同封のクーポン券を利用して、まず抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、予防接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～



医療機関や健診会場の窓口でクーポン券を提示すれば、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けられます。

- ★ 抗体検査は、
- ① 事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けることができます*。
※勤務先の企業(事業所健診の方)や各区健康課(特定健診の方)にお問い合わせください。
 - ② 本事業に参加している全国の医療機関等で受けることができます。
- ★ 予防接種は、当日の体調や基礎疾患等で受けられない可能性もあります。また、接種後、副反応が発生するおそれもありますので、必ず医師と相談してください。



抗体検査・予防接種を受けることができる医療機関等のリストや、風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策

検索

Q どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障がいが出ること)になる可能性があります。大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

よくある
ご質問

区	TEL	FAX	区	TEL	FAX	区	TEL	FAX
東区健康課	645-1078	651-3844	南区健康課	559-5116	541-9914	西区健康課	895-7073	891-9894
博多区健康課	419-1091	441-0057	城南区健康課	831-4261	822-5844	保健予防課	711-4270	733-5535
中央区健康課	761-7340	734-1690	早良区健康課	851-6012	822-5733			

本事業は、当初、令和4年3月31日までの期間でしたが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等を考慮し、厚生労働省は、令和7(2025)年3月31日まで実施期間を延長することを決定しました。